

佐久市商工業振興審議会次第

平成24年4月12日午前10時

佐久市議会棟2階 全員協議会室

(委嘱式)

委嘱書交付

市長挨拶

(審議会)

1. 開会

2. 自己紹介

3. 役員選出

4. 会長、副会長あいさつ

5. 会議事項

(1) 佐久市商工業振興審議会について (資料 No.1)

(2) 平成24年度商工業施策について (資料 No.2)

6. その他

7. 閉会

佐久市商工業振興審議会委員

1. 委員構成15名以内

選出根拠：佐久市商工業振興条例 第6条第2項

識見を有する者、市長が必要と認める者

2. 名簿

	氏名	企業名等	役職等	地区名
商工業				
1	北山 <small>キタヤマ ユキコ</small> ゆき子	(有)北山商会	佐久商工会議所女性会会長	旧佐久
2	阿部 <small>アベ シンイチ</small> 眞一	(有)和泉屋菓子店	佐久商工会議所副会頭(商業担当)	旧佐久
3	田原 <small>タハラ シツオ</small> 實夫	写真専科 田原	臼田町商工会商業部会長	臼田
4	山浦 <small>ヤマウラ ミノル</small> 稔	山浦保険事務所	浅科商工会商業部会長	浅科
5	安川 <small>ヤスカワ ジュンイチ</small> 淳一	(有)安川商店	佐久市望月町商工会商業部会長	望月
6	中野 <small>ナカノ ヒデトシ</small> 秀俊	TDK(株)	佐久市工場協会副会長	旧佐久
7	佐々木 <small>ササキ マサユキ</small> 正行	(株)佐々木工業	佐久商工会議所製造業部会長(工業担当)	旧佐久
8	今井 <small>イマイ カズアキ</small> 和明	(有)佐久ハマネツ	臼田町商工会工業部会長	臼田
9	鈴木 <small>スズキ カツオ</small> 勝夫	(有)ミスズ・ファクト	浅科商工会工業部会長	浅科
10	伊藤 <small>イトウ ヘルヒコ</small> 晴彦	(有)伊藤木材	佐久市望月商工会工業部会幹事	望月
研究機関				
11	宮前 <small>ミヤマエ ハジメ</small> 肇	長野経済研究所	調査部部長代理兼上席研究員	
12	白井 <small>シライ ヒロフサ</small> 汪芳	信州短期大学	学長	
公募委員				
13	柳澤 <small>ヤナギサワ コウイチ</small> 光一	佐久市中込1596-5		
14	小須田 <small>コスダ キヨシ</small> 清	佐久市瀬戸377-24		
15	中島 <small>ナカジマ ケンゾウ</small> 健三	佐久市御馬寄897-11		

○佐久市商工業振興条例（平成17年4月1日条例第129号）

○佐久市商工業振興条例

平成17年4月1日条例第129号

改正

平成18年3月24日条例第15号

佐久市商工業振興条例

（目的）

第1条 この条例は、本市における商工業者の育成及び企業立地の促進を図るために、必要な措置を講じ、商工業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業者 商工会議所法(昭和28年法律第143号)第7条第1項に規定する商工業者で、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 商工団体 商工会議所法に規定する商工会議所、商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合及び商工業者により組織された団体で市長が特に認めた団体をいう。ただし、団体を構成する商工業者の2分の1以上が市内に事業所を有しているものに限る。
- (3) 工場等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業その他市長が必要と認める事業の用に直接供する建物及び構築物をいう。

（補助金の交付）

第3条 市長は、次に掲げる商工業振興事業について、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

- (1) 商工業活性化事業
 - (2) 小規模事業者経営指導事業
 - (3) 商店街活性化事業
 - (4) 工業環境整備事業
 - (5) 労働力確保事業
 - (6) 技能養成事業
 - (7) 職業訓練事業
 - (8) 観光振興事業
 - (9) 工場等用地取得事業
 - (10) 工場等設置事業
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業
- 2 前項第1号から第8号までに掲げる事業は、商工団体又は商工業者が共同で行うものに限るものとする。
- 3 同一の事業について、前項に掲げる複数の事業に係る補助金を同時に受けることはできない。

（便宜供与）

第4条 市長は、商工業の振興のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項について便宜を供与することができる。

- (1) 公共的施設その他立地条件の改善に関する事項
- (2) 資金の融資あっせんに関する事項
- (3) 用地のあっせんに関する事項
- (4) 労働力の確保に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（助成の取消し等）

第5条 市長は、第3条第1項に規定する補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の対象となった事業の全部又は一部を中止したとき。
- (3) 補助金の交付の対象となった施設等の全部又は一部を目的外使用したとき。
- (4) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（審議会）

第6条 市長の諮問に応じ、商工業の振興に関して必要な事項を調査審議するため、佐久市商工業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長及び副会長は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

8 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

9 審議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

10 審議会に、審議会の庶務を処理するため、幹事及び書記を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市商工業振興審議会条例（昭和51年佐久市条例第41号）、佐久市商工業振興事業補助金交付規程（昭和43年佐久市告示第44号）、佐久市商店街駐車場設置事業補助金交付要綱（昭和46年佐久市告示第42号）、佐久市工業環境整備事業補助金交付要綱（昭和47年佐久市告示第65号）臼田町商工業振興条例（昭和49年臼田町条例第2号）、浅科村商工業振興条例（平成12年浅科村条例第48号）又は望月町商工業振興条例（昭和58年望月町条例第15号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月24日条例第15号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

平成24年度商工業施策一覧

事業名	内 容	平成24年度予算 (単位 千円)
○商業		
佐久ブランドフェア負担金	佐久商工会議所が主催する「さく市 元気祭り」開催経費負担金	2,000
商工会議所・商工会支援	佐久商工会議所・臼田町商工会・浅科商工会・佐久市望月商工会の運営費補助	10,002
商業活性化事業(まちおこし事業)	商店会等が自主的主体的に実施するまちおこし事業に対して補助し、商店街の活性化を図る。	4,000
地場産業振興事業	佐久物産振興会などの活動に対して補助することにより、佐久市の特産品の振興を図る。	300
商店街環境施設整備事業	商店街の美化及び誘客を目的として行う商店街の環境整備に対する補助。	315
商店街活性化選択集中事業補助金	国の地域商店街活性化法の認定を受けた法人格の商店会組織に対し、国が総事業費の2/3、市が1/6の補助。	11,775
小規模事業所経営指導事業	商工会議所・商工会の経営指導員を通じて、小規模事業所の経営指導を行う。	23,000
中小企業振興資金	中小企業の円滑な資金繰りを支援するため、中小企業振興資金を貸し付け、融資保証料補助、利子補給を行う。 (預託金1,500,000千円、利子補給金32,709千円、融資保証料68,648千円など)	1,601,621
○工業		
工業団地管理	佐久リサーリパークほか工業団地内の市有地管理	2,665
不況対策工業経営合理化事業	中小企業の代表者で組織する委員会を設置し、製品の品質改善・事業の合理化・体質改善等の検討を進め、成果発表会を開催する。	400
工業振興アドバイス事業	市内製造業者の諸問題解決支援のために、助言・相談等を行うアドバイザーを配置する。	1,200
販路開拓支援事業	企業の製品や技術を紹介する各種展示会への出展を支援するための補助	500
経営・技術強化支援事業	企業従業員の技術者養成セミナーや高度技能士養成講座開催支援のための補助	550
ものづくり支援事業	企業間連携により新製品並びに新技術の研究及び開発を共同で行う中小企業に対する補助	15,000
○企業立地		
工場等用地取得・設置事業補助	新設、増設、移設する工場等建設のための用地取得費や工場等建物と償却資産に対する固定資産税の一部を助成。	132,686
○雇用		
佐久職業安定協会負担金	市内・南佐久郡の約180事業所で構成されている。就職相談会・企業ガイドブック作成等雇用確保事業経費の負担。	461
佐久高等職業訓練校運営補助金	勤労者に職業訓練を行い、事業所の次代の担い手を育成をする事業への補助。	1,047
佐久市勤労者互助会補助金	市内約140事業所で構成されている。勤労者の福利厚生を目的とする、共済給付・親睦事業等への補助。	873
中小企業退職金共済掛金補助金	中小企業退職金共済新規加入者への掛金補助。	2,800
佐久地区労働者福祉協議会補助金	佐久・小諸地区の労働者の福祉増進に関する活動への補助。	1,500
インターンシップ事業	学生に対する就業体験の提供と受入事業所への補助。	750
雇用対策事業	新たな雇用を生みだした市内事業所の事業主に対する補助	24,000
労働金庫貸付預託金	市内在住の勤労者に生活資金等を低利貸付。	50,000

区分	補助対象	補助率等
商工業活性化事業	1 商工業活性化のために市内全域又は旧市町村の区域を対象として行われる事業 (1) まちおこし事業 商店街の活性化のために開催する誘客イベント、装飾(イルミネーション、ライトアップ等)等に要する経費 (2) セミナー事業 まちづくりのための研修会、講習会等の開催に要する経費 (3) 調査、研究及び計画策定事業 まちづくりの基礎となる調査、研究及び活性化のための各種計画策定に要する経費 (4) 非店舗活用事業 商店街内の空き店舗等を商業施設等として共同利用するために要する経費 (5) 情報化事業 商店街の情報発信事業(タウン誌の発行、ポイントシステムの導入等)に要する経費 (6) 販路拡張及び技術向上のための事業 中小製造業者が共同で行う販路拡張及び技術向上等に要する経費 ①研修会、講演会、展示会等の開催等に要する経費 ②新技術開発及び共同受注の研究等に要する経費 ③ネットワーク化及び共同化を行うために要する経費	対象経費の30パーセント以内 対象経費の30パーセント以内 限度額 20万円 ただし、対象経費は、20万円以上とし、同一内容の事業を継続して実施する場合は、3年間を限度とする。 対象経費の30パーセント以内 限度額 10万円 対象経費の50パーセント以内 限度額 25万円 対象経費の30パーセント以内 限度額 30万円 対象経費の30パーセント以内 限度額 20万円 ただし、同一内容の事業を継続して実施する場合は、3年間を限度とする。
	2 商工団体又は商工業者自らの活性化を目的として行う事業	
小規模事業者経営指導事業	商工会議所及び商工会が行う小規模事業者に対する総合的な経営指導事業	県補助金総額の3分の1以内
商店街活性化事業	1 商店街活性化総合事業 総合的な商店街活性化計画に基づいて行われる事業	対象経費の30パーセント以内
	2 商店街環境施設整備事業 商店街の美化及び誘客を目的として行う商店街環境施設整備事業	対象経費の30パーセント以内
	3 商店街駐車場設置事業 広場又は立体式の駐車場を新設するもので、延面積が1事業200平方メートル以上で、かつ、普通車が同時に10台以上(月極め駐車を除く。)駐車できること。	対象経費の80パーセント以内 5年以上にわたる賃貸借契約を締結した賃借料に対し80パーセント以内(5年間対象) 左に掲げる経費の合計額の50パーセント以内。ただし、市有地を使用する場合は25パーセント以内 対象経費の3分の1以内 限度額 250万円 その都度市長が別に定める。
工業環境整備事業	1 工業環境整備事業 工業整備地域内において工場環境を整備するために要する経費(事務費及び雑費を除く。)	対象経費の50パーセント以内 補助対象経費限度額 1,000万円
	2 公害防止施設整備事業 工業整備地域内において、公害防止のために行う施設整備事業(事務費及び雑費を除く。)	対象経費の3分の2以内 補助対象経費限度額 1,500万円
	3 福利厚生施設整備事業 工業整備地域内において従業員の福利厚生施設の充実のために要する経費(事務費及び雑費を除く。)	対象経費の3分の1以内 補助対象経費限度額 2,000万円
	4 新エネルギー及び省エネルギー施設整備事業 新エネルギー及び省エネルギーを推進するための施設整備事業(事務費及び雑費を除く)	対象経費の50パーセント以内 限度額 3,000万円
労働力確保事業	商工業の労働力確保のために行う事業	対象経費の20パーセント以内
技能養成事業	商工業者の技能養成のために行う事業	対象経費の50パーセント以内
職業訓練事業	商工業者及び従業員の職業訓練等のため、同業者が行う事業	対象経費の20パーセント以内
観光振興事業	観光事業振興のため、市内全域を対象として行われる事業	対象経費の30パーセント以内
上記のほか、市長が特に必要と認める事業		その都度市長が別に定める。

佐久市 中小企業融資制度資金(あっせん) 概要(平成24年度版)

借受資格	資金名	融資対象	資金使途	貸付限度	貸付利率	貸付期間	返済方法	担保、保証人	保証料		
<p>1. 市内に工場または店舗を有する中、小企業者等で、原則として1年以上継続して事業を営んでいる方。</p> <p>2. 独立開業資金の対象者は開業後1年未満でも資格を有します。ただし、商工会議所・商工会の経営指導員による6ヶ月以上の経営指導を要します。</p> <p>3. 医業、歯科医業、農林漁業、金融業、代理店仲介業、遊興娯楽業、各種学校、宗教法人、非営利団体等は対象となりません。</p> <p>4. 次に掲げる方については、融資の対象から除外されます。</p>	<p>中小企業振興資金</p>	一般事業分	中小企業者等	設備資金	2,000万円以内	年2.1%	7年以内 (車両5年、用地建物13年以内)	1年以内据置き分割返済	<p>保証料率 0.5%~2.2%</p> <p>補助率 佐久市 4/5 (1.76%以下)</p> <p>自己負担 1/5 (0.44%以下)</p> <p>※セーフティ保証を利用する場合は、自己負担はありません</p>		
		特別事業分	公共工事に伴い工場店舗等の新築、改築、移転等を要する中小企業者	設備資金	2,000万円以内		年2.1%			10年以内	1年以内据置き分割返済
		機械器具等事業分	製造業者が原則として都市計画法第8条で定める用途地域における、工業地域、準工業地域、工業専用地域内に設備する機械及び直接生産に供する工場等に資金を要するものとする。但し、中古機械及び土地取得については除く。	設備資金	2,000万円以内	年2.2%	7年以内 (建物13年以内)	1年以内据置き分割返済			
		店舗等設備事業分	卸売業・小売業・飲食業及びサービス業者で都市計画法第8条で定める用途地域のうち、商業地域及び近隣商業地域に設備する店舗等の新・改築に資金を必要とする中小企業者	設備資金	2,000万円以内	年2.1% (利子補給あり 3年間)	10年以内	1年以内据置き分割返済			
<p>(1)金融機関から取引停止の処分を受けている方</p> <p>(2)信用保証協会で代位弁済中の方</p> <p>(3)経営継続の見込みのない方</p> <p>(4)制度融資を不正に使用したことがある方</p> <p>(5)税金を滞納している方</p> <p>(6)許可等を要する業種についてこれらを受けないで営業している方</p> <p>(7)公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方</p>	<p>経営安定支援資金</p>	経営安定対策分	中小企業者であって、次のいずれかに該当する方	<p>2,000万円以内</p>	<p>年1.9%</p>	<p>7年以内</p>	<p>1年以内据置き分割返済</p>	<p>担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者</p>			
		特別経営安定対策分	中小企業者であって、次のいずれかに該当する方						運転資金	2,000万円以内	年1.8%
		緊急雇用対策分	中小企業者であって、雇用対策補助金の交付決定を受けた方							1,000万円以内	年1.8%
<p>※利子補給制度については、お問い合わせください</p> <p>※資金借入後に、工場及び店舗を市外に移転したり閉鎖等する場合は、市制度資金は全額償還となりますので、お早めにご相談ください。</p>	<p>小規模企業振興資金</p>	小規模企業者であって、信用保証協会の保証債務の総額が8,000万円を超えない方で、かつ、信用保証協会の無担保保証の債務の総額が1,250万円を超えない方。	設備資金	<p>小規模企業者につき合わせて1,250万円以内</p>	<p>年1.8%</p>	<p>5年以内</p>	1年以内据置きの分割返済	<p>担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者</p>			
		運転資金					6ヵ月以内据置きの分割返済				
<p>1) 市内で開業しようとする方又は開業後1年未満の方で、開業しようとする業種又は開業した業種と同一業種の事業所において継続して5年以上勤務し経験・実績を有する方。</p> <p>2) 都市計画法第8条で定める商業地域、近隣商業地域の空き店舗を利用して卸売業・サービス業等を開業しようとする方又は開業後1年未満の方で、開業しようとする業種又は開業した業種と同一業種の同一事業所において継続して3年以上の経験・実績を有する方。</p> <p>◆適切な事業計画であり、認可等を必要とする業の場合は、認可等を受けてあること又は認可等を受けることが確実であること。</p>	<p>独立開業資金</p>	設備資金	<p>合わせて500万円以内</p>	<p>年2.1%</p>	<p>7年以内</p>	<p>1年以内据置きの分割返済</p>	<p>担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者</p>				
		運転資金							5年以内	6ヵ月以内据置きの分割返済	
<p>適切な事業計画に基づき、事業転換・新分野進出など経営の多角化を図ろうとする方。</p> <p>◆適切な事業計画であり、認可等を必要とする業の場合は、認可等を受けてあること又は認可等を受けることが確実であること。</p>	<p>新分野開発資金</p>	設備資金	2,000万円以内	<p>年2.0%</p>	<p>7年以内</p>	<p>1年以内据置きの分割返済</p>	<p>担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者</p>				
		運転資金	500万円以内					5年以内	6ヵ月以内据置きの分割返済		
<p>次のいずれかに該当する中小企業者等</p> <p>(1) 佐久市商工業振興条例施行規則(平成17年佐久市規則第117号)別表に規定する新エネルギー・省エネルギー施設整備事業に係る補助金の交付決定を受けた者(対象業種は、製鉄業・卸売業・道路貨物運送業・倉庫業・ごみ包業です。)</p> <p>(2) 環境保全のための設備を設置しようとする者</p>	<p>新エネルギー・省エネルギー対策資金</p>	設備資金	2,000万円以内	<p>年1.5%</p>	<p>7年以内</p>	<p>1年以内据置きの分割返済</p>	<p>担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者</p>				
		運転資金									
<p>中小企業者等であって、市内の商店会、商工会議所、商工会等の承認を得て、佐久市商店街空き店舗情報等の市が管理する空き店舗に関する情報に登録されている店舗を利用して事業所等を新設し、又は移転する資金を必要とする方</p>	<p>商店街空き店舗対策資金</p>	設備資金	2,000万円以内	<p>年1.8% (利子補給あり 3年間)</p>	<p>10年以内</p>	<p>1年以内据置きの分割返済</p>	<p>担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者</p>				
		運転資金	1,000万円以内					7年以内			

観光振興ビジョン策定経過

平成 23 年 3 月 16 日策定委員を委嘱 10 名

委員長 松本大学 総合経営学部 山根宏文教授

副委員長 長野県観光協会 恵崎良太郎学習旅行誘致推進協議会常務理事

佐久市観光協会 副会長 春原晃夫

佐久地方地事務所 観光課長 小須田弘之

佐久商工会議所 専務理事 赤羽寿文

地元旅行業代表 日本旅行 水間正久

J A 佐久浅間旅行センター 柳沢正文

交通機関代表 千曲バス常務 高畑清司、途中から木内喜美男

ホテル旅館業組合事務局長 増野清之

観光土産店代表 (魚甲商店) 市川章人

策定委員会開催

第 1 回 平成 23 年 3 月 16 日

第 2 回 平成 23 年 6 月 9 日

第 3 回 平成 23 年 7 月 14 日

第 4 回 平成 23 年 9 月 13 日

第 5 回 平成 23 年 12 月 12 日

企画調整委員会 幹事会 平成 24 年 2 月 14 日

企画調整委員会 平成 24 年 2 月 17 日

パブリックコメント実施期間 平成 24 年 2 月 24 日～平成 24 年 3 月 12 日

(提出された意見 5 件、提出者 2 名)

現在、観光振興ビジョン冊子制作中

冊子ができましたら 商工振興審議会委員各位に配布します。